

第5次山口県男女共同参画基本計画の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

現行計画の期間満了(令和3年3月)と男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて5次計画を改定

2 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例に基づく基本計画、女性活躍推進法に基づく推進計画

3 計画の期間

令和3年度～7年度(5年間)

第2章 計画策定の背景

1 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

- 人口減少と少子高齢化の進行、女性・若者を中心とした県外への流出
- 女性雇用者割合及び事業所の管理職に占める女性割合の増加
- 女性の就業が増える一方、依然として家事・育児等の負担が女性に偏っている

2 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
- 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

3 男女共同参画に関する県民の意識

- 男女の地位の平等感
職場、地域、政治経済など多くの分野で平等感は上昇したが、男性優遇と感じる人は多い
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方
反対(54.4%)が賛成(35.5%)を上回っており、全国と賛成の割合はほぼ同じ
- 意思決定の場に女性の参画が少ない理由
「男性優位の組織運営」が最も高く、「家族の支援・協力が得られない」、「女性の積極性が十分ではない」が女性で高い

第3章 計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」

2 計画の構成

「3つの基本目標」と「8の重点項目」の体系

第4章 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大
 - ・女性管理職等への助言や相談支援
 - ・産学公の連携による経営者の意識改革と女性活躍の取組の普及・拡大
- B 行政等における女性の参画拡大
 - ・女性の政治分野への参画拡大に向けた気運醸成
- C 様々な分野における女性の参画拡大

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出
 - ・テレワークや短時間勤務など多様で柔軟な働き方の導入促進

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進
- B 農山漁村における男女共同参画の推進
- C 防災における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

- A 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- B 人権を尊重した取組の推進
 - ・性的指向・性自認への理解と認識を深めるための啓発
- C 男性の家事・育児等参画の促進
 - ・男性の家事・育児参画に向けた理解促進や啓発の推進

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目6 男女間における暴力の根絶

- A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- B DV対策の推進
 - ・一人で悩まず気軽に相談できるようにするための広報周知
 - ・DV対応と児童虐待対応との連携
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援
 - ・性暴力被害者への被害直後からの総合的な支援
- D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- B 妊娠・出産等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

- A ひとり親家庭等に対する支援
- B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備
- C 障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

【目標指標】61 目標指標(うち新規12)

- ・事業所の部長相当職に占める女性の割合
- ・事業所の課長相当職に占める女性の割合
- ・「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数
- ・年間総実労働時間(5人以上事務所)
- ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数
- ・保育所等利用待機児童数
- ・6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間
- ・「学校内子育てひろば」の設置校数
- ・DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合
- ・生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数
- ・「子ども食堂」箇所数
- ・あいサポート企業・団体認定数

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備・機能強化

県男女共同参画推進連携会議等と連携を図り、取組を推進

2 男女共同参画の計画的な推進

計画の進捗状況の点検・管理と白書等での公表

3 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働